

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-309
(P2008-309A)

(43) 公開日 平成20年1月10日(2008.1.10)

(51) Int. Cl.		F I		テーマコード (参考)		
A 6 1 L	9/01	(2006.01)	A 6 1 L	9/01	B	4 C O 8 0
A 6 1 L	9/16	(2006.01)	A 6 1 L	9/16	D	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2006-172216 (P2006-172216)	(71) 出願人	506215906 有限会社 パワーパートナー神奈川 神奈川県横浜市金沢区寺前1-17-2
(22) 出願日	平成18年6月22日 (2006.6.22)	(71) 出願人	391027424 株式会社フクヨー 愛媛県新居浜市萩生2960番地の5
		(74) 代理人	100096758 弁理士 高橋 剛
		(74) 代理人	100114845 弁理士 高橋 雅和
		(72) 発明者	寺地 順子 東京都大田区矢口1-9-4
		(72) 発明者	石井 礼子 神奈川県横浜市金沢区寺前1-17-2 有限会社 パワーパートナー神奈川内 最終頁に続く

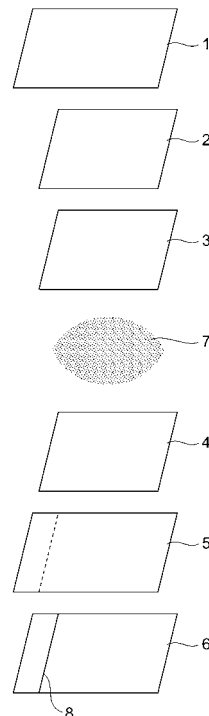
(54) 【発明の名称】 袋状の消臭シート

(57) 【要約】

【課題】 悪臭を放っている患者の体に接触させるだけで貼り着けることなく、消臭効果を上げることが出来、かつ悪臭の消臭効果をより強く上げることが出来る袋状の消臭シートを提供すること。

【解決手段】 第1層～第6層よりなる袋状の消臭シートであって、第3層と第4層の間に消臭剤が入っており、第1層は肌等の接触時に不快でない材質からなり、第2層は当該第1層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、気体は通す材質からなり、第3層は当該第2層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、第4層は当該第3層の下に配置され、当該消臭剤を通さない材質からなり、第5層は当該第4層の下に配置され、袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、粘着剤がその層の下面に塗布されており、第6層は当該第5層の下に配置され、剥離紙からなること。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第 1 層～第 6 層よりなる袋状の消臭シートであって、
第 3 層と第 4 層の間に消臭剤が入っており、
第 1 層は肌等の接触時に不快でない材質からなり、
第 2 層は当該第 1 層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、気体は通す材質からなり、
第 3 層は当該第 2 層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
第 4 層は当該第 3 層の下に配置され、当該消臭剤を通さない材質からなり、
第 5 層は当該第 4 層の下に配置され、袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、粘着剤がその層の下面に塗布されており、
第 6 層は当該第 5 層の下に配置され、剥離紙からなることを特徴とする袋状の消臭シート。

【請求項 2】

第 1 層～第 4 層よりなる袋状の消臭シートであって、
第 2 層と第 3 層の間に消臭剤が入っており、
第 1 層は肌等の接触時に不快でなく、当該消臭剤を外に出さず、気体を通す材質からなり、
第 2 層は当該第 1 層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
第 3 層は当該第 2 層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、下面に粘着剤が塗布されており、
第 4 層は当該第 3 層の下に配置され、剥離紙からなることを特徴とする袋状の消臭シート。

【請求項 3】

第 1 層～第 5 層よりなる袋状の消臭シートであって、
第 2 層と第 3 層の間に消臭剤が入っており、
第 1 層は肌等の接触時に不快でなく、当該消臭剤を外に出さず、気体を通す材質からなり、
第 2 層は当該第 1 層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
第 3 層は当該第 2 層の下に配置され、当該消臭剤を通さない材質からなり、
第 4 層は当該第 3 層の下に配置され、袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、粘着剤がその層の下面に塗布されており、
第 5 層は当該第 4 層の下に配置され、剥離紙からなることを特徴とする袋状の消臭シート。

【請求項 4】

第 1 層～第 5 層よりなる袋状の消臭シートであって、
第 3 層と第 4 層の間に消臭剤が入っており、
第 1 層は肌等の接触時に不快でない材質からなり、
第 2 層は当該第 1 層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、気体は通す材質からなり、
第 3 層は当該第 4 層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
第 4 層は当該第 3 層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、下面に粘着剤が塗布されており、
第 5 層は当該第 4 層の下に配置され、剥離紙からなることを特徴とする袋状の消臭シート。

【請求項 5】

前記消臭剤がゼオライトであることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の袋状の消臭シート。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、消臭剤が入っている袋状の消臭シート、特に消臭剤がゼオライトである袋状の消臭シートに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、手術した後、特に癌を手術した後の悪化した傷口が悪臭を発生させ、患者の周囲及び患者の部屋に悪臭を放ち、医師、看護師が患者の手当、処置等をする際、及び患者を見舞いに来た家族、客等がその悪臭に悩まされるという事態が生じていた。

10

この事態に対しては、消臭剤を容器に入れて部屋に置いておく、ということが行われていた。

【0003】

又、消臭剤について、現在ゼオライトが注目されている。

ゼオライトは水分子を結晶水の形で構造中に主成分として含むアルミニウムの含水珪酸塩鉱物で、このゼオライトの結晶水はゼオライトの立体網目構造の中に水分子として存在し、加熱などにより脱水してもゼオライトの構造は破壊されず、結晶水が有った箇所はそのまま空洞として残り、ちょうどスポンジ状の構造になる。このように結晶水を除去したゼオライトは強い吸湿力を持つため、乾燥剤として使われているが、又、この穴は非常に小さくガス分子（臭いの元）を吸着することが知られている。そこで、このゼオライト

20

【0004】

【特許文献1】特開平7-241169（請求項8）

【特許文献2】特開平2003-183143（請求項1）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、前記のように、部屋に消臭剤の入った容器を置いても、消臭効果を十分に上げることは出来ず、又、患者が部屋を出る場合、例えば、トイレ、検査室等に行く場合、その周囲に悪臭が漂うという問題があった。この場合、消臭剤を患者の体に直接着ければ、患者が部屋を出て歩いても悪臭が漂うことはなくなるが、患者の体に着けるために消臭剤の入った袋等を絆創膏等で貼り付けることは、傷口の悪化や皮膚の炎症を引き起こすなど、治療上も問題が多かった。

30

【0006】

又、ゼオライトは消臭剤として使用されてはいるが、手術後、傷口が悪化し、悪臭を放っている患者への直接適用、例えば、患者の体に貼り着けず、接触させるだけで使用するという使用例及び先行技術は見当たらない。

【0007】

そこで、我々は、悪臭を放っている患者の体に接触するだけで貼り着けることなく、消臭効果を上げることが出来、かつ悪臭の消臭効果を上げることが出来る方法はないかと鋭意研究した。

40

【0008】

そこで、本発明の目的は、悪臭を放っている患者の体に接触させるだけで貼り着けることなく、消臭効果を上げることが出来、かつ悪臭の消臭効果をより強く上げることが出来る袋状の消臭シートを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

前記目的を達成するため、本発明の袋状の消臭シートは、
第1層～第6層よりなる袋状の消臭シートであって、
第3層と第4層の間に消臭剤が入っており、

50

第1層は肌等の接触時に不快でない材質からなり、
 第2層は当該第1層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、気体は通す材質からなり、
 第3層は当該第2層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
 第4層は当該第3層の下に配置され、当該消臭剤を通さない材質からなり、
 第5層は当該第4層の下に配置され、袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、粘着剤がその層の下面に塗布されており、
 第6層は当該第5層の下に配置され、剥離紙からなる。

【0010】

又、本発明の袋状の消臭シートは、
 第1層～第4層よりなる袋状の消臭シートであって、
 第2層と第3層の間に消臭剤が入っており、
 第1層は肌等の接触時に不快でなく、当該消臭剤を外に出さず、気体を通す材質からなり、
 第2層は当該第1層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
 第3層は当該第2層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、下面に粘着剤が塗布されており、
 第4層は当該第3層の下に配置され、剥離紙からなる。

10

【0011】

又、本発明の袋状の消臭シートは、
 第1層～第5層よりなる袋状の消臭シートであって、
 第2層と第3層の間に消臭剤が入っており、
 第1層は肌等の接触時に不快でなく、当該消臭剤を外に出さず、気体を通す材質からなり、
 第2層は当該第1層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
 第3層は当該第2層の下に配置され、当該消臭剤を通さない材質からなり、
 第4層は当該第3層の下に配置され、袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、粘着剤がその層の下面に塗布されており、
 第5層は当該第4層の下に配置され、剥離紙からなる。

20

30

【0012】

又、本発明の袋状の消臭シートは、
 第1層～第5層よりなる袋状の消臭シートであって、
 第3層と第4層の間に消臭剤が入っており、
 第1層は肌等の接触時に不快でない材質からなり、
 第2層は当該第1層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、気体は通す材質からなり、
 第3層は当該第4層の下に配置され、当該消臭剤が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、
 第4層は当該第3層の下に配置され、当該消臭剤を通さず、使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、下面に粘着剤が塗布されており、
 第5層は当該第4層の下に配置され、剥離紙からなる。

40

【0013】

又、消臭剤は種々有るがゼオライトが最も消臭効果があることが鋭意研究の結果分かった。したがって消臭剤としてはゼオライトを使用するものである。

【発明の効果】

【0014】

本発明により、皮膚の炎症等を生ぜず、悪臭を放っている患者の体に貼り着けることなく、かつ、消臭効果をより強く上げることが出来るものである。又、安価で製造出来、使用方法も簡単である。

50

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

本発明の実施の形態の例を図面に示して説明する。

図1は、第1層～第6層よりなる袋状の消臭シートの分解図である。

第1層1は、肌等の接触時に不快でない材質からなり、柔軟でドレープ性に富む不織布が好適である。例えば、サーマルボンド不織布等が好適である。

第2層2は、当該第1層1の下に配置され、第3層3と第4層4の間に入っている消臭剤7を通さず、気体は通す材質からなり、薄いフィルターが好適である。例えば、湿式フィルター紙が好適である。

第3層3は、当該第2層2の下に配置され、当該消臭剤7が偏らないためのクッションの役目をする材質からなり、消臭剤の粒径より粗い目を有する柔らかい不織布が好適である。例えば、消臭剤の粒径より粗い目を有するエアレイ不織布等が好適である。この不織布の目にゼオライト粒が入り込むために、粒の偏りが低減され、使用時の不快感を低減するものである。

第4層4は、当該第3層3の下に配置され、当該消臭剤7を通さない材質からなり、薄いフィルムシートが好適である。例えば、ポリフィルム等が好適である。

第5層5は、当該第4層4の下に配置され、使用後に袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に破れない強度の材質からなり、強度の高い不織布が好適である。例えば、長繊維のサーマルボンド不織布が好適である。また、粘着剤がその層の下面に塗布されている。

高い強度が必要なのは、本発明の袋状の消臭シートを使用後に剥がす際に、破れて中味の消臭剤7が飛散すると周囲が汚れるので、その事態を防ぐためである。特に、病院内においては消臭剤7が飛散するのは避けなければならない。

第6層6は、当該第5層5の下に配置され、剥離紙からなり、当該第5層5の下面5'に塗布されている粘着剤に貼着され、本発明の袋状の消臭シートを使用する際に、この剥離紙を剥がして使用するものである。

【0016】

消臭剤は種々有るが、ゼオライトが一番消臭効果を期待できる。そこで、ゼオライトを通常の破砕機を使って極めて小さな粒状に破砕することで、使用するものである。使用者が使用時にゼオライトの粒で痛みや不快感を覚えないように、粒径は約50 - 100メッシュ、特に約70メッシュの大きさが好適である。

【0017】

また、6層構造のうち、前記第1層及び第2層を、肌等の接触時に不快でなく、当該消臭剤を外に出さず、気体を通す材質、例えばサーマルボンド不織布又は湿式フィルタどちらかの1層にすることが可能である。

また、前記第4層及び第5層を、当該消臭剤を通さず、使用後に剥がす際に破れない強度の材質、例えばポリフィルム又はサーマルボンド不織布のどちらか1層にすることが可能である。

これにより6層構造を全体として4層構造又は5層構造とすることも可能である。シート全体の強度は6層構造に劣るものの、病気でない人間が体臭の消臭に個人的に利用する場合などには、4層構造又は5層構造でも目的を達することが出来るからである。

図示していないが、5層構造の例としては請求項3, 4, [0011], [0012]に記載されている如くである。

【0018】

図2は、袋状の消臭シートの表面図である。

本発明の袋状の消臭シートは第1層～第6層のもの及び第1層～第4層又は第5層のものからなるが、一般的に使用されている充填包装機を使用して製造するものである。

袋状の消臭シートの一番上の第1層1が肌に接触するのであるが、第1層1の材質がサーマルボンド不織布等であるため、肌に接触した際、柔らかさがあり、不快感がないものである。

【0019】

10

20

30

40

50

図3は、袋状の消臭シートの裏面図であり、剥離紙を剥がそうとする状態を示す図である。

第6層6の剥離紙を粘着剤が塗布されている第5層5の下面5'から剥がす状態を示している。剥離紙には切り込み8が入っていて第5層5の下面5'に塗布されている粘着剤から剥がし易くしてある。

【0020】

図4は、剥離紙を粘着剤が塗布されている第5層の下面から剥がした状態を示す図である。

第5層の下面5'に粘着剤が塗布されているので第6図、第7図に示すように寝間着9の内側に貼着されるものである。袋状の消臭シートが第1層～第4層からなる場合には第3層の下面、また袋状の消臭シートが第1層～第5層からなる場合には第4層の下面、に粘着剤が塗布されていることになる。

【0021】

図5は、消臭剤であるゼオライトが袋状の消臭シートに入っている状態を示す図である。

【0022】

図6は、袋状の消臭シートの使用例を示す図である。

図4に示すように、第5層5の粘着剤が塗布されている下面5'を寝間着9の内側に貼着する。第1層1の上面部分を悪臭を放っている傷口10の部分に当てる状態を示しているが、この場合は、悪臭を放っている傷口10の部分にガーゼを当てがい、その上から本発明の袋状の消臭シートを当てるようにすると良い。このような場合でも、傷口10そのものに当てて絆創膏等で貼り着けることをしないので、傷口の悪化や皮膚の炎症等を生じさせないものである。

図6に示す使用例は、癌等の手術したあと悪化(悪露)し、悪臭を強く放っているような場合に特に効果的である。

【0023】

図7は、袋状の消臭シートの他の使用例を示す図である。

図6の場合と異なり、悪臭を放っている傷口10の部分に当てないように、その傷口10から離れるように、寝間着9の内側に本発明の袋状の消臭シートを貼着するものである。シートが傷口10に当るのが好ましくない場合等の使用例である。

【0024】

図8は、第1層～第4層よりなる袋状の消臭シートを示す図である。

図1は、第1層より第6層よりなる例であるが、図8は、第1層～第4層よりなる例であり、図1の第1層～第6層のうち第1層及び第2層をサーマルボンド不織布又は湿式フィルタどちらかの1層とし、前記第4層及び第5層をポリフィルム又は長繊維のサーマルボンド不織布のどちらか1層としたものであり、他は図1の場合と同じである。

【0025】

本発明の袋状の消臭シートは、さらに、人間の体の脇の臭い、体臭がある人の体臭等の消臭にも使用出来、この場合は、図示していないが、剥離紙を剥がさずに服のポケットに入れておくということも出来る。

【0026】

このように、本発明の袋状の消臭シートは患者等、ヒトが歩行しても使用することが出来、歩いている周囲に悪臭を放つのを防ぐことが出来るものである。

【0027】

なお、剥離紙を剥がして使用、又は剥離紙を剥がさなくても使用出来るので、使用方法が非常に簡単で、かつ充填包装機で簡単に製造することが出来るので、製造コスト、販売コストも易くすることが出来るものである。

【実施例】

【0028】

下記に本発明の実験例を記述する。

10

20

30

40

50

1) 女性、40歳代の患者が、乳ガンの末期で放射線治療を受けている。悪臭(肉の腐敗臭)が病棟の部屋の外までしていた。従来の部屋置き消臭材では腐敗臭を取りきれなかった。患部に1枚ガーゼを置いて、その上に本発明のゼオライトを消臭剤として使用した袋状の消臭シートを置いた結果、腐敗臭が消えた。

2) 女性、60歳代の患者が、子宮ガンの末期で膣部から悪臭(肉の腐敗臭)が出て、室内が臭っていた。従来の部屋置き消臭材では腐敗臭を取りきれなかった。膣部に本発明のゼオライトを消臭剤として使用した袋状の消臭シートを置いたら腐敗臭が消えた。

3) 男性、60歳代の患者が、MD性壊疽で肉が腐った臭いがしていた。従来の部屋置き消臭材では腐敗臭を取りきれなかった。組織が壊死しているため、患部に1枚ガーゼを置き、その上に本発明のゼオライトを消臭剤として使用した袋状の消臭シートを置いた結果、腐敗臭が消えた。

10

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】第1層～第6層よりなる袋状の消臭シートの分解図である。

【図2】袋状の消臭シートの表面図である。

【図3】袋状の消臭シートの裏面図であり、剥離紙を剥がそうとする状態を示す図である。

【図4】剥離紙を粘着剤が塗布されている第5層の下面から剥がした状態を示す図である。

【図5】消臭剤であるゼオライトが袋状の消臭シートに入っている状態を示す図である。

20

【図6】袋状の消臭シートの使用例を示す図である。

【図7】袋状の消臭シートの他の使用例を示す図である。

【図8】第1層～第4層よりなる袋状の消臭シートを示す図である。

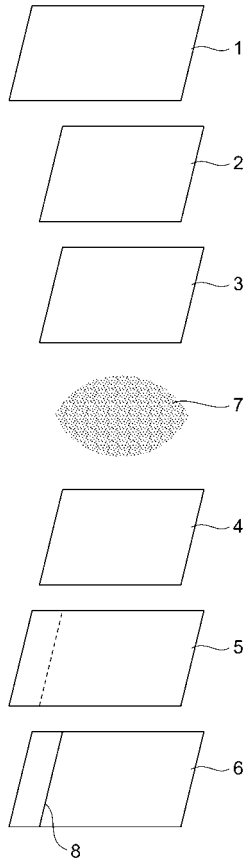
【符号の説明】

【0030】

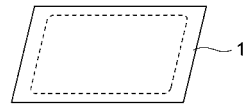
- | | |
|----|------|
| 1 | 第1層 |
| 2 | 第2層 |
| 3 | 第3層 |
| 4 | 第4層 |
| 5 | 第5層 |
| 5' | 下面 |
| 6 | 第6層 |
| 7 | 消臭剤 |
| 8 | 切り込み |
| 9 | 寝間着 |
| 10 | 傷口 |

30

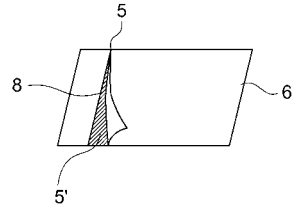
【 図 1 】



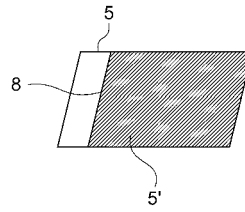
【 図 2 】



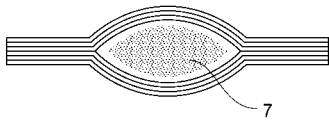
【 図 3 】



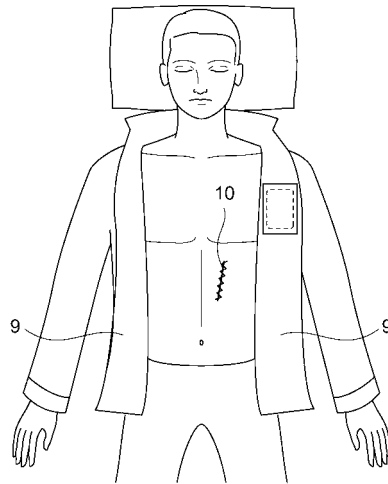
【 図 4 】



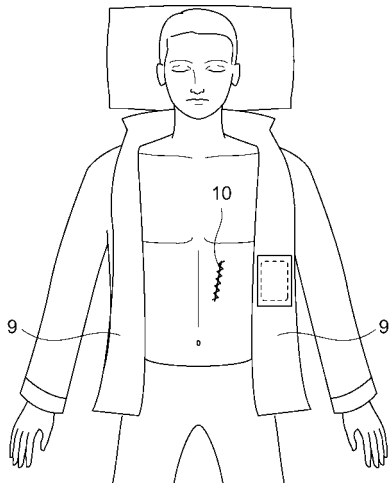
【 図 5 】



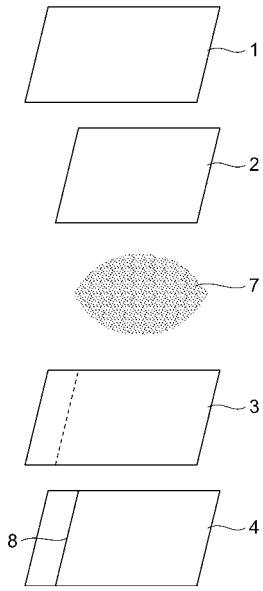
【 図 7 】



【 図 6 】



【 図 8 】



フロントページの続き

(72)発明者 福田 昭治
愛媛県新居浜市荻生 2 9 6 0 - 5 株式会社フクヨー内

(72)発明者 村松 宏
東京都日野市西平山 5 - 2 7 - 1 0

Fターム(参考) 4C080 AA05 BB02 BB04 CC12 HH05 JJ04 KK08 LL02 MM04 QQ11